

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立歯科衛生専門学校（以下「学校」という。）の運営を改善するため、学校に置く職員組織等を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 学校に置く職員組織について定める。
- (2) 学校の運営に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を設ける。
- (3) 教育内容等を定める規定に学年別の単位数を加える。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

歯科衛生士法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

歯科衛生士法等の一部が改正され、歯科衛生士に係る免許等の権限が大臣権限とされたことに伴い、不要となった様式を廃止する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県歯科衛生士法施行細則に改める。
- (2) 大臣権限とされた申請等に係る様式を削る等所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

柔道整復師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

柔道整復師法等の一部が改正され、柔道整復師に係る免許等の権限が大臣権限とされたことに伴い、不要となった様式を廃止する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県柔道整復師法施行細則に改める。
- (2) 大臣権限とされた申請等に係る様式を削る等所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、消費生活センターを日曜日及び土曜日においても開所することとする。

2 規則の概要

- (1) 消費生活センターを日曜日及び土曜日においても開所することとする（現行 休所日）。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、平成21年4月1日から、鳥取二十世紀梨記念館に指定管理者制度が導入される。

(2) これまで鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則（以下「規則」という。）で規定されていた鳥取二十

世紀梨記念館の開館時間、休館日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。

- (3) 鳥取二十世紀梨記念館を利用する際の禁止行為について、条例で規定されている行為に加えて規則で規定する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取二十世紀梨記念館においては、指定管理者の承認を得た場合を除き、次の行為をしてはならない。
 - ア 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
 - イ 物品の販売を行うこと。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。